

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第4号

大規模増殖場における水産物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐渡市姫津地先及び高千地先沖合海域に造成された大規模増殖場における「ヤリイカ」の幼稚仔保護育成を図るため、水産動植物の採捕について、次のとおり制限する。

なお、指示の有効期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

令和3年3月23日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 兵庫 正

1 禁止する行為

- (1) 刺網を用いてする水産動植物の採捕（周年）
- (2) ヤリイカ採捕を目的として4月1日から4月30日および1月1日から3月31日までに行う一切の行為

2 禁止海域

(1) 姫津地先沖合海域

次に掲げるア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの各点を順次結んで、アに至る各直線によって囲まれた海域

- 点ア 佐渡市北狄大崎灯台から260度00分（方位は「真方位」とする。以下同じ。）2,100メートルの点
- 点イ 佐渡市北狄大崎灯台から295度00分1,350メートルの点
- 点ウ 佐渡市北狄大崎灯台から318度30分2,000メートルの点
- 点エ 佐渡市北狄大崎灯台から349度30分2,450メートルの点
- 点オ 佐渡市北狄大崎灯台から14度00分2,180メートルの点
- 点カ 佐渡市北狄大崎灯台から339度30分1,290メートルの点
- 点キ 佐渡市北狄大崎灯台から308度30分470メートルの点
- 点ク 佐渡市北狄大崎灯台から241度30分1,350メートルの点

(2) 高千地先沖合海域

次に掲げるケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タの各点を順次結んで、ケに至る各直線によって囲まれた海域

- 点ケ 佐渡市高千入崎灯台から244度30分（方位は「真方位」とする。以下同じ。）4,600メートルの点
- 点コ 佐渡市高千入崎灯台から249度00分3,300メートルの点
- 点サ 佐渡市高千入崎灯台から262度30分2,950メートルの点
- 点シ 佐渡市高千入崎灯台から284度00分2,200メートルの点
- 点ス 佐渡市高千入崎灯台から279度00分1,200メートルの点
- 点セ 佐渡市高千入崎灯台から250度00分2,100メートルの点
- 点ソ 佐渡市高千入崎灯台から233度30分2,650メートルの点
- 点タ 佐渡市高千入崎灯台から233度30分4,000メートルの点